

## 別記 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

- 1 委託者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (目的外利用及び提供の禁止)

- 3 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (従事者の監督)

- 4 受託者は、この契約による業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、受託者は、この契約による業務を遂行するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要、かつ、適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

- 5 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (複写等の禁止)

- 6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために受託者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (データ等の管理、返還)

- 7 受託者は、この契約による業務の遂行のために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録したデータの管理、取扱いは委託者の指示に従い、この契約による業務の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとし、委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。契約が解除された後においても同様とする。

### (事故報告義務)

- 8 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

### (契約の解除及び損害賠償)

- 9 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。